小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成22年3月23日(火)午後7時00分~午後8時45分

場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田浩子

2番委員 前 田 輝 男 (教育長)

3番委員 桑 原 妙 子 (教育委員長職務代理者)

4番委員 和田重宏 (教育委員長)

5番委員 山口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 木目田 和 義

生涯学習部長 和田豊

生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 桐 生 薫

教育総務課長 曽 我 勉

学校教育課長 伊澤秀一

教職員担当課長 西村泰和

教育指導課長 柳 下 正 祐

教育指導課長補佐兼指導主事 桒畑寿一朗

教育研究所長 小泉信二

教育指導課主幹・指導主事 岩 崎 由美子

(事務局)

教育総務課長補佐・総務担当主査事務取扱 座 間 亮

教育総務課上級主査 瀬 戸 英 樹

4 議事日程

日程第1 請願第1号 教科用図書採択についての請願(教育指導課)

- 日程第 2 議案第 3 号 小田原市立学校文書管理規則及び小田原市学校給食共同調理場の対象校を定める規則の一部を改正する規則(教育総務課)
- 日程第3 議案第4号 校長及び教頭の人事異動の内申について(学校教育課)
- 日程第4 議案第5号 教育委員会職員の人事異動について(教育総務課)

5 報告事項

- (1) 市議会3月定例会の概要について(学校教育部、生涯学習部)
- (2) 平成21年度学校支援地域本部事業について(教育指導課)

6 議事等の概要

- (1)委員長開会宣言
- (2)会議録署名委員の決定…山田委員、前田委員に決定
- (3)日程第1 請願第1号 教科書採択についての請願(教育指導課)座間書記(教育総務課長補佐)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…まず、教科書採択についての概略をご説明いたします。今年度も何回か ご審議いただいておりますのでポイントのみお話させていただきます。教 科書採択とは、文部科学省の検定に合格した教科書の中から、学校で使用 する教科書を教育委員の皆さんが採択権者として決定するものです。採択 の詳細については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法 律」により定められておりますが今日は省略させていただきます。採択の 流れは、文部科学省や県教委からの「義務教育諸学校使用教科用図書の採 択方針」を基に、小田原市における採択方針を定め、教育委員会が設置す る「採択検討委員会」が、教科書1つ1つに対して調査研究をし、最終的 には教育委員の皆様に、採択検討委員会で作成した資料と、県教委から送 られる選定資料、教科書展示会で寄せられた教員・保護者・地域の方の意 見等を参考にして小田原市で使用する教科書を決定していただきます。な お、来年度の教科書の採択は、小学校の全教科となります。次に、今回の 請願について説明させていただきます。請願では1つ目に『採択は、教育 基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育委員会の権限と責任

のもとに適切に行なっていくこと』、2つ目に『調査研究の観点に「教育基 本法等の改正や新学習指導要領の趣旨がどのように反映されているか」と いう観点を設けること』の2点を求めております。まず、請願事項の1点 目につきましては、文部科学省における検定を通過している教科書を採択 していくこととなるため、この検定を経た教科書は、教育基本法の改正を 踏まえ新学習指導要領の趣旨を十分踏まえた教科書であると考えます。そ こで、請願で求められるまでもなく、1点目については、小田原市の採択 方法で今回の請願の趣旨は十分反映されていることであり、次年度の採択 についても、教育委員会の権限と責任において適切に採択がなされていく ことと考えます。請願事項の2点目につきましては、「調査研究の観点の追 加」を求めており、その請願理由には、「1月の神奈川県教育委員会定例会 において全会一致で採択されている」と書かれておりますが、県教委では 具体的に観点を追加するとは明言しておりません。本市においても、次年 度の教科書採択については、国や県からの通知を受け、平成22年5月の 定例会で具体的な方針を決めていく予定です。教科書採択に関しては、今 までと同様に教育委員の皆様の責任において、適切な採択がなされるよう、 よろしくお願いします。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べること ができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございまし たので、事情説明は省略し質疑に入ります。

山 田 委 員…今年度の教科書採択に関する請願が以前あったと記憶していますが、その ときの件名とその対応について再確認させてください。

教育指導課長補佐兼指導主事…今年度、教科書に関する請願は3つありました。1つ目は4月15日付「教科書採択についての請願」、2つ目が6月23日付「平成22年度使用中学校教科書の採択について」、3つ目は7月6日付「教育基本法及び学習指導要領に最も適合している中学校歴史教科書の採択を求める請願」がございました。これらの主な内容ですが、「教育委員会の権限と責任において採択していただきたい」、「教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨に照らしてもっともふさわしい教科書を採択してほしい」、「改正

教育基本法、特に第2条に定める教育の目標を、採択の観点または基準として採択をしてほしい」、「中学校歴史教科書の採択に際しては、教育基本法の目的および学習指導要領の目標、内容等に最も適合しているかどうかを精査し、採択すべき教科書を採択してほしい」というものでした。どれも定例会の審議の結果「不採択」となっています。不採択となった主な理由は「請願内容については、どれも教育委員会の責任において採択がなされていることであり、最終的には教育委員一人ひとりの責任において判断するべきもので、請願や要望は参考資料のひとつとしてその内容を読みこみ、あくまでも採択決定の際の資料とし、請願が出たからと言って教育委員の採択が左右されるべきものではない」というのが不採択の理由です。また、過去の請願と今回の請願との違う点は、「具体的に観点の項目を追加するよう求めている」点です。

- 桑原委員…請願の理由の中ほどにある、本年1月12日に県の教育委員会定例会での 全会一致の採択とは具体的にどのような内容なのでしょうか。
- 教育指導課長補佐兼指導主事…足柄下教育事務所を通じて県教委へ確認したところ、教科書を良くする神奈川県民の会から請願が出され、11月から継続審議をして1月の教育委員会定例会で全会一致の採択となりましたが、具体的な内容としては、「全会一致の採択はしたが、請願内容を全面的に採択するという意味ではなく、請願の方向性は何も間違ったものではなく、今後教科書の内容以外にも観点として重要な点があるため、項目の追加に関しては今後総合的に判断していく。」という回答でした。平成22年4月の第1回の県の審議会には、観点の見直しを検討した結果を諮り、その後県の教育委員会定例会でも諮り決定すると聞いております。さらに、県教委では「検討した結果、観点の追加は無いこともありうる」ということも言っておりました。
- 桑 原 委 員…「検討した結果、観点の追加は無いこともありうる」ということは、「有 ることもありうる」ということでしょうか。
- 教育指導課長補佐兼指導主事…その通りです。
- 和田委員長…質疑も尽きたようですので、事前にこの請願をお読みいただいていると思いますし、今の説明も受けましたので、各委員のご意見及び取り扱いにつ

いて伺います。

- 桑原委員…教科書とは子どもにとって一番大事なものだと思います。それについて熱心に考えてくださる方がいらっしゃるのは非常に心強いことではありますし、ここで出されている請願についても納得できるものですが、私たちも教育委員として何回か教科書の選定に携わっておりますし、公正な観点で選ばれるべきだと思いますので、最終的には教育委員の方で十分検討させていただければと思います。
- 前田教育長…私たちが採択する際にもっとも重要なことは「小田原市の子どもたちにとってふさわしい教科書」を選ぶということだと思います。課長説明にもありました通り、検定を経た教科書であれば、請願の内容についてはクリアしていると思いますので、よって、この請願についてはあえて採択するのではなく、不採択とする意見です。
- 山田委員…中学の歴史教科書の時もそうでしたが、小田原市の調査員の方々が調べていただいた細かい資料や、県で作成した資料なども検討材料として私たち教育委員一人ひとりの判断で決めてまいりました。この請願については理解できる内容ではございますが、教育委員の一人ひとりが責任を持って判断して考えていきたいと思いますので、この請願は不採択だと考えます。
- 和田委員長…山口委員は、今着いたばかりですが、事前に請願を読まれてご意見等ございましたらお願いいたします。
- 山口委員…遅くなって申し訳ございませんでした。遅れた関係でどういう説明やお話があったか存じ上げませんので、今回意見を言うのは差し控えさせていただきます。
- 和田委員長…それでは、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第1号「教科用図書採択についての請願」 を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見 に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。

(4)報告事項(1) 市議会3月定例会の概要について(学校教育部、生涯学習部) 事務局説明…学校教育部長、生涯学習部長 資料1を基に説明

(質 疑)

- 桑原委員…4ページの3番に発展教育、また4番のユネスコ・スクールについては、 奥山議員が特別に勉強をなさっているということなのでしょうか。
- 学校教育部長…ご質問は奥山議員がされましたが代表質問になりますので、こちらでご 質問いただいた会派が非常に熱心でいらっしゃるということだと思います。
- 山 田 委 員…5ページの「学校問題解決のための手引き」を東京都が出しておりますが、 これを私たちに見せていただくことはできますか。
- 学校教育部長…東京都で公表されているものですので、後ほどお渡しいたします。
- 山田委員…7ページにスタディサポートスタッフと支援員という方がおりますが、以前お聞きしたときに、スタディサポートスタッフは授業に関わるため割と自由がきかないけれども、支援員の方は学校で問題があったときに直ぐに対応できると聞きました。この2つの職種の違いは何なのでしょうか。
- 教育指導課長…スタディサポートスタッフは、教員の免許を持っている方で、小学校の 1・2年生で主に担任が授業をしますが、補助に入っていっしょに面倒を 見ていただいております。個別支援員は、以前は介助員と申しまして、特 別支援学級に入って、児童・生徒の世話をしたり、通常学級の中にも特別 に配慮を要する子どもたちもおりますので、その介助をするなどが主な仕 事になります。
- 山 田 委 員…この方たちがいるととても助かると先生方がおっしゃっていましたので、 もう少し充実させることができないかと思いました。
- 和田委員長…持続発展教育の中に貧困という問題がありましたが、我々の認識ではシングル家庭の貧困率が非常に高いということで、貧困層の中の約60%は母

子のシングル家庭が占めており、父子のシングル家庭が約25%、両親が揃っている家庭の貧困層に占める割合は約10%だと言われています。数字を見るとだんだん増加しているような報道がありますが、小田原市においてシングル家庭の問題について把握等は何かされていますか。

- 学校教育部長…福祉の部分と教育委員会の部分で施策が分かれるところがありまして、いわゆる母子家庭の部分でいろいろな施策を行っているのが主として福祉関係で、学校教育の部分でも母子・父子・両親が揃っている家庭等の区別は無く就学支援等もしております。また、経済情勢が良くありませんので、就学支援も申請が増えておりますし、福祉でも同じような状況があると思います。
- 和田委員長…モンスターペアレントの問題で、現場の先生方に聞くと、1回電話がかかってくると長時間におよぶことが多いということで、しかも担任が一人ずつ対応していると情報を共有するという部分でも、少しまずいのではないかと思います。一般企業の場合だと、苦情処理には専門の方が必ずいます。将来的に学校に専門の方を位置づけることができれば、時間の軽減と情報の共有化が図れるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- 教育指導課長…いわゆるモンスターになるのは、最初の対応によることが大きいようです。初期対応で誠実に説明していれば済んだのではないかというケースが私どもに入ってくる内容ではかなり多くあります。また、それになる以前に家庭と学校と地域も含めて連携をもっていれば、そこまで発展しないうちに収まるということもあると思いますので、そういう施策に努めてまいりたいと思います。それから、情報の共有化についてはおっしゃる通りで、学校全体で早いうちに適切に対応することが大事だと思います。
- 山田委員…児童クラブの整備について、先ほど施設面の整備と指導員の育成などクラブ環境の充実を優先して進められると説明がありましたが、例えば設備や指導員も充実している小学校があっても、4年生の受け入れについては小田原市で足並みをそろえなければならないのでしょうか。
- 生涯学習部長…4年生以上の児童も受け入れられれば良いのですが、施設の場所が無いこと、また指導員の方も今まで以上に必要になってくるということなど、現状では予算が厳しいというのがありまして、今ある施設を充実するとい

うのが最優先だと考えています。

- 山口委員…オーシャンクルーズに代わる事業について、娘が藤沢市の大きなお寺に泊まって座禅を組んだり、命を大切にするというお話をお寺の方に聞いたり、地域の方に藤沢の伝統的な駒の作り方を教わったりという体験をしてきましたが、とても楽しかったようです。藤沢市の市民でなくても誰でも参加することができるので、これが代わりになるとは思いませんがこういう活動も良いのではないかと思いました。
- 生涯学習部長…おそらくこの活動がなぜできるかというと、主催が社団法人の青年会議 所になっております。案としてはこういうお話もありますが、実際市とし て実施するのは難しいというのはあります。

(その他質疑・意見等なし)

(5)報告事項(2) 平成21年度学校支援地域本部事業について(教育指導課) 事務局説明…教育指導課主幹・指導主事 スライドを基に説明

(質 疑)

- 和田委員長…ただ今様々な活動について説明をしていただきました。それぞれの学校や 地域で違うとは思いますが、例えば企画をするときに地域からの提案など が反映されているのでしょうか。地域にオープンになるともっと良い活動 が生まれてくるのではないでしょうか。
- 教育指導課主幹・指導主事…基本的には、学校の教育活動のサポートをするボランティアさんということですので、学校の教育計画に位置づけて、学校にニーズがあってのスクールボランティアになっています。しかし、地元の地域の方にはニーズに合う方はいられないが、他の地域にいらっしゃる場合などは、ボランティアさん相互の連携が図れるようにできたら良いのではないかということで、今後の検討課題になっております。来年度あたりから、人材バンクではありませんが、他課とも連携をしながら教育活動に生かせるものも考えてまいりたいと思います。

桑原委員…お互いに連携がとれるような窓口ができると良いと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(6)日程第2 議案第3号 小田原市立学校文書管理規則及び小田原市学校給食共同 調理場の対象校を定める規則の一部を改正する規則(教 育総務課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

- 前田教育長…それでは、議案第3号「小田原市立学校文書管理規則及び小田原市学校給 食共同調理場の対象校を定める規則の一部を改正する規則」を御説明申し 上げます。当該規則改正につきましては、片浦中学校の廃止に伴い、所要 の整備を行おうとするものでございます。細部につきましては、所管課か ら御説明申し上げます。
- 教育総務課長…それでは、私から御説明申し上げます。今回の規則改正につきましては、 片浦中学校の廃止に伴う所要の整備を行うための改正になります。まず、 第1条の小田原市立学校文書管理規則の一部改正につきましては、片浦中 学校名及び略番号を削除するものです。また、第2条の小田原市学校給食 共同調理場の対象校を定める規則の一部改正につきましては、裏面の本則 の表上の小田原市豊川学校給食共同調理場の指定校から片浦中学校を削除 するものです。なお、この規則は、平成22年4月1日から施行するもの です。以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7)日程第3 議案第4号 校長及び教頭の人事異動の内申について(学校教育課) 日程第4 議案第5号 教育委員会職員の人事異動について(教育総務課) 和田委員長…次に、日程第3、議案第4号「校長及び教頭の人事異動の内申について」 及び、日程第4、議案第5号「教育委員会職員の人事異動について」を議 題といたしますが、ここで、会議の非公開について、お諮りいたします。 当議案は、人事に関する事件ですので、非公開といたしたいと存じます。 本議案を非公開とする件について、採決いたします。議案第4号及び議案 第5号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員賛成により、ただ今から非公開といたします。

(8)委員長閉会宣言

平成22年4月26日

委 員 長

署名委員(山田委員)

署名委員(前田委員)